

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

- 1 施設の名称 静岡市城北運動場  
静岡市清水長崎新田スポーツ広場  
静岡市有度山総合公園運動施設テニスコート  
静岡市有度山総合公園運動施設ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場
- 2 指定管理者の名称 三幸株式会社
- 3 指定期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 4 選定の経緯
- (1) 公募
- ア 募集期間 令和7年10月29日～令和7年11月28日
- イ 申請団体（順不同） 三幸株式会社  
公益財団法人 静岡市スポーツ協会
- (2) 審査方法
- ア 審査の種類
- (ア) 書類審査 令和7年12月11日
- (イ) プレゼンテーション 令和7年12月11日
- イ 審査委員会
- 委員長 能口 富（スポーツ振興課長）
- 委員 木宮 敬信（静岡市スポーツ推進審議会会長）
- 〃 大石 孝夫（静岡市清水区スポーツ推進委員会委員長）
- 〃 池田 佳隆（スポーツ振興課 施設担当課長）
- 〃 松浦 康弘（観光政策課長）
- ウ 審査基準（審査表）
- 様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

- |              |   |                              |
|--------------|---|------------------------------|
| (ア) 名        | 称 | 三幸株式会社                       |
| (イ) 点        | 数 | 80.4点／100点満点（市が設定した最低基準点70点） |
| (ウ) 指定管理料提示額 |   | 46,046千円                     |

イ 総 評（選定の理由等）

- ・三幸株式会社は、現指定管理者としての運営実績が十分である点、財務諸表等の状況が適正である点で評価されている。
- ・近隣学校との連携など地域を巻き込んだユニバーサルスポーツへの取組や球出し機の貸出など市民目線に立った新たな取組が提案されている。
- ・その他、これまでの実績、ノウハウを活かした提案であり、個人情報保護の重要性を認識し対策を講じている点が評価されており、安全・安心な運営が期待できる。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総合政策局長

委 員 総合政策局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、  
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、こども未来局次長、経済局次長、  
経済局農政部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和8年3月19日

(6) 指 定 令和8年3月19日

(7) 公 告 令和8年3月24日



3 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していること。【25点】	① 施設の管理運営実績は十分か。(※)	× 1		
	② 必要な人員が確保されているか。 また、施設管理に必要な資格、免許等を有した人員は充足しているか。	× 1		
	③ 第三者に業務委託する場合、業者選定手続及び業務の指導、監督体制は適切か。	× 1		
	④ 事故、災害など緊急時における対策は適切か。	× 1		
	⑤ 個人情報保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。	× 1		
	【所見欄】			
4 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。【10点】	① 財務諸表等の状況 ・損益計算書又は収支計算書において損失が出ていないか。 ・貸借対照表において債務超過となっていないか。 ・流動比率は適正か。	× 1		
	② 指定管理業務を行っていくために必要な経営資源を具体的に認識しており、指定期間中にそれらを確保する方策を講じているか。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

※当該施設又は類似施設の実績。評価対象とする類似施設の範囲は、市所管のスポーツ・レクリエーション施設及び他都市の公営スポーツ施設とします。

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】